

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	団体の登録		
例規名 根拠条項	柴田町学校体育施設の開放に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和61年条例第5号		
【基準】 第4条の規定による。 (登録) 第4条 開放施設を使用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。 2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、町内に住所を有する者10人以上で構成し、成人の責任者が含まれ、かつ、傷害保険に加入していなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日